

大阪広域環境施設組合告示第6号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の3第2項の規定により、職務の級及び職制上の段階ごとの職員数（令和4年4月1日現在）を次のとおり公表する。

令和4年8月18日

大阪広域環境施設組合管理者 松井 一郎

職務の級及び職制上の段階ごとの職員数（令和4年4月1日現在）※小数点以下第一位まで表記

行政職給料表

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		（人）	（％）	職名	（人）	（人）	（％）	段階
1級	定型的な業務を行う職務	1	〔1〕	0.8	-	1	〔1〕	係員
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	39	〔0〕	30.7	-	39	〔0〕	
3級	特に高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を行うとともに、担当係長等を補佐する主務の職務	36	〔0〕	28.3	-	36	〔0〕	
4級	担当係長の職務	28	〔0〕	20.5	担当係長	28	〔0〕	係長級
5級	課長代理又は担当課長代理の職務	12	〔0〕	9.4	課長代理 副工場長	6 6	〔0〕 〔0〕	課長代理級
6級	課長又は担当課長の職務	10	〔0〕	7.9	課長 工場長	4 6	〔0〕 〔0〕	課長級
7級	部長の職務	2	〔0〕	1.6	部長	2	〔0〕	部長級
8級	事務局長の職務	1	〔0〕	0.8	事務局長	1	〔0〕	事務局長
合計		127	〔1〕	100.0				

※〔〕内は、定数外の職員の内数です。（会計年度任用職員）

技能労務職給料表

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		（人）	（％）	職名	（人）	（人）	（％）	段階
1級	1 定型的な業務を行う職務 2 高度な技能又は経験を必要とする業務を行う職務 3 高度な知識又は経験を必要とする業務を行う事業担当主事補の職務	194		55.3	-	194		係員
2級	1 技能職員の業務主任の職務 2 特に高度な専門的知識又は経験を必要とする業務を行う事業担当主事補の職務 3 特に高度な技能又は経験を必要とする業務を行うとともに、業務主任の補佐又はこれに準ずるものとして事務局長が認める業務を行う職務	102		29.1	業務主任 2級係員	64 38	351 100.0	
3級	1 技能職員の技能統括主任の職務 2 技能職員の部門監理主任の職務	55		15.7	技能統括主任 部門監理主任	16 39		
合計		351		100.0				